

各種サービス

補装具費の支給

対象 次のいずれかに該当するかた

- ① 身体障害者手帳をお持ちのかた
- ② 難病患者等(対象疾病は別表②P.137~139)のうち、保健師等の調査、および必要に応じて提出を求める医師の意見書等から補装具費の支給が必要と判断されたかた

内容 職業や日常生活を容易にするために、下表の補装具の作成と修理、一部種目は借受けに要する費用を支給します。

補装具費の支給にあたっては、支給対象補装具について東京都心身障害者福祉センターの判定(児童の場合は療育指定保健所または育成医療機関の意見書でも可)が必要となるものがあります。なお、戦傷病者のかたは自己負担額も判定も必要ありません。

障害別	補装具
視覚	矯正眼鏡・弱視眼鏡・遮光眼鏡・義眼・視覚障害者安全つえ等
聴覚	補聴器
肢体不自由者(児)	義肢・装具・座位保持装置・意思伝達装置・※車いす・※電動車いす・※歩行器 ※歩行補助つえ
肢体不自由児	座位保持いす・起立保持具・頭部保持具
内部障害	※車いす・※電動車いす等

※印の補装具については、介護保険対象のかたは介護保険制度から貸与を受けることとなります(障害のために体に合わせて作る必要があるかたは、障害者総合支援法で支給いたします)。

費用 区市町村民税額に応じて負担上限額が異なります(上限額37,200円)。

18歳未満の障害児へ支給する際を除き、区市町村民税所得割額が46万円以上のかたが同一世帯にいる場合は支給の対象となりません。

問 障害者支援課 身体障害者相談係 精神障害福祉・難病係 (→1ページへ)

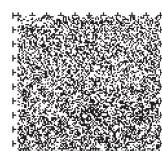
中等度難聴児発達支援事業

対象 次の全てに該当するかた

- ① 目黒区内に居住している18歳未満の児童
- ② 両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳(聴覚障害)の交付の対象になる聴力ではないこと

内容 言語の習得、生活能力等の向上を促進される者に補聴器の購入費用の一部を支給します。
(修理費は対象外)

問 障害者支援課 身体障害者相談係 (→1ページへ)



日常生活用具の給付と貸与

対象 ① 重度心身障害者(児)のかた

② 難病患者等(対象疾患は別表②P.137~139)のうち、保健師等の調査、および必要に応じて提出を求める医師の意見書等から日常生活用具の給付が必要と判断されたかた

内容 在宅での日常生活を容易にするため、次のような日常生活用具を給付しています。

また、給付においては各種目により該当する対象者が決められています。給付を希望される場合は事前にご相談ください。

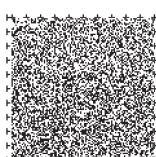
*区市町村民税額によって負担上限額が異なります。また、同一世帯に区市町村民税所得割額が46万円以上のかたがいる場合は給付と貸与の対象となりません。

本表の対象者については、詳しくはお問い合わせください。

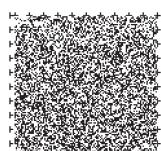
種 目	対象者	年 齢
入浴補助用具	下肢または体幹機能障害を有するかたで、入浴に介助を必要とするかた	原則として3歳以上
便器	下肢または体幹機能障害を有し、既存の便器を使用できないかた	原則として学齢児以上
特殊マット	① 3歳以上の知的障害1度・2度 ② 3歳以上18歳未満の下肢または体幹1級・2級 ③ 18歳以上の下肢または体幹1級	
特殊寝台	下肢または体幹1級・2級	原則として学齢児以上
体位変換器	下肢または体幹1級・2級	原則として学齢児以上
特殊尿器	下肢または体幹1級	原則として学齢児以上
移動用リフト	下肢または体幹1級・2級	原則として3歳以上
移動支援用具	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害を有するかた	原則として3歳以上

▲上記項目については、介護保険対象者は介護保険の制度から貸与・給付を受けることとなります。

種 目	対象者	年 齢
歩行補助つえ	下肢または体幹機能障害	
入浴担架	下肢または体幹1級・2級	原則として3歳以上
特殊便器	① 知的障害1度・2度 ② 上肢または体幹1級・2級	原則として学齢児以上
頭部保護帽	① 知的障害1度・2度 ② 下肢・体幹機能障害	
訓練いす	下肢または体幹1級・2級	原則として 3歳以上18歳未満



種 目	対象者	年 齢
携帯用会話補助装置	音声機能障害もしくは言語機能障害または肢体不自由で音声言語の著しい障害を有するかた	原則として学齢児以上
火災警報器	① 身体障害者1級・2級 ② 知的障害1度・2度	
自動消火装置	① 身体障害者1級・2級 ② 知的障害1度・2度	
ポータブルレコーダー	① 視覚1級・2級 ② 視覚3級で文字を拡大しても読むことができないかた	原則として学齢児以上
時計	① 視覚1級・2級 ② 視覚3級で文字を拡大しても読むことができないかた	18歳以上
点字 タイプライター	視覚1級・2級	
音声式体温計	① 視覚1級・2級 ② 視覚3級で文字を拡大しても読むことができないかた	原則として学齢児以上
体重計	① 視覚1級・2級 ② 視覚3級で文字を拡大しても読むことができないかた	18歳以上
電磁調理器	① 視覚1級・2級 ② 上肢1級・2級 ③ 下肢または体幹1級	18歳以上
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害者で本装置により文字等を読むことが可能になるかた	原則として学齢児以上
音響案内装置	視覚1級・2級	原則として学齢児以上
点字ディスプレイ	視覚2級以上	
文字情報等読み上げ装置	視覚1級・2級	原則として学齢児以上
ICタグ読み上げ装置	視覚1級・2級	原則として学齢児以上
点字器	視覚障害	
屋内信号装置	聴覚2級	18歳以上
聴覚障害者用 通信装置	聴覚または音声・言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるかた	原則として学齢児以上
フラッシュベル	聴覚3級以上	原則として学齢児以上
情報受信装置	聴覚障害者(児)でこの装置によりテレビの視聴が可能になるかた(児)	
蓄電池	① 在宅で人工呼吸器を使用し、目黒区災害時個別支援プランを策定しているかた(児)であって、呼吸器3级以上 ② ①と同程度の身体障害者(児)で必要と認められるかた ③ 要綱第1条に規定する疾病による障害のかた	



種 目	対象者	年 齢
会議用拡聴器	聴覚4級以上	原則として 学齢児以上
携帯用信号装置	聴覚または音声・言語3級以上	原則として 学齢児以上
酸素吸入装置	呼吸器3級以上	原則として 18歳以上
酸素ボンベ運搬車	呼吸器3級以上	原則として 18歳以上
ネブライザー(吸入器)	呼吸器・体幹機能障害の手帳を所持しているかた。または医師により、他の障害を要因に常態として必要と認められたかた	
電気式たん吸引器	上記と同じ。	
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	身体障害者手帳を所持し、人工呼吸器の装着が必要なかたまたは医師により測定が必要とされたかた	
空気清浄器	呼吸器3級以上	18歳以上
透析液加温器	身体障害者手帳を所持し、人工透析を必要とするかた	原則として 3歳以上
ルームクーラー	けい脳損傷等により体温調節機能を喪失したことにより外出困難なかた(医師により、体温調節機能を喪失したものと認められたかた)	18歳以上
福祉電話(貸与)	難聴者または外出困難な者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるかた	18歳以上
人工喉頭	音声、言語障害の手帳を所持し、喉頭を摘出したかたおよび埋め込み型の人工喉頭を常時使用しているかた	
収尿器	肢体不自由・膀胱機能障害の手帳を所持し、収尿器を必要とするかた	
ストマ用装具	膀胱または直腸機能障害の手帳を所持し、ストマ装具を使用しているかた	
紙おむつ	脳原性による肢体不自由または直腸、膀胱機能障害の手帳を所持し、常時紙おむつを使用しているかた	3歳以上
情報・通信支援用具	① 上肢機能障害1級または2級 ② 視覚障害1級または2級 のかたで、日常的にパソコン周辺機器を使用し、単独での基本操作が可能になるかた	原則として 学齢児以上

障害者支援課 身体障害者相談係 知的障害・発達障害相談係 精神障害福祉・難病係
(→1ページへ)

P.78~80「日常生活用具の一覧にある区分等に描かれているイラスト」は、下記より抜さいしました。
「福祉機器給付制度ハンドブック2005」 和田光一 監修 財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団 編集・発行

緊急時等に利用できるサービス

区内在住の心身障害者が家族の疾病などにより、一時的に日常生活を営むことが困難になった場合に、その障害者を介護します。

●緊急一時保護

対 象 愛の手帳をお持ちのかたで、介護者の不在により介護が必要なかた

内 容 ●保護者または家族の疾病や、冠婚葬祭等により一時的に家庭生活を送ることが困難な場合、区から委託した施設において日常生活上の必要な介護を行います。

●施設から通学・通所もできます。

●原則として7日以内です(延長は応相談)。

〈施設〉たんぽぽの家(碑文谷1-11-3) 定員1名(原則64歳以下)

費 用 食費実費負担(生活保護受給世帯は食費の半額を区が補助します)

●ミドルステイ

対 象 18歳以上の心身障害者で医学管理を必要としないかた

内 容 ●保護者または家族の疾病等により一時的に家庭生活を送ることが困難な場合、または施設において自立訓練を必要とするときなどに入所施設を利用できます。

●施設の利用期間は原則として1ヶ月以内です(延長は要相談)。

〈施設〉わかばの家(東京都国立市) 定員1名

愛幸(東京都八王子市) 定員1名

あけぼのホーム(群馬県渋川市明保野) 定員1名

費 用 食費および諸雑費は自己負担(生活保護受給世帯は食費の半額を区が補助します)

閻 障害者支援課 身体障害者相談係 知的障害・発達障害相談係 (→1ページへ)

●心身障害者(児)緊急時等見守り事業

心身障害者(児)が家族の疾病などにより、緊急かつ一時に日常生活を営むことが困難となった場合に、あらかじめ届出をした指定介護人等が居宅で見守りを行う事業です。指定介護人に見守りを依頼する場合は、ご自身で指定介護人を探す必要があります。

対 象 医療的ケアを要しない65歳未満のかたで、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1~3度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症のいずれかに該当するかた

利用場面 ①次の理由で介護者が不在になる場合(障害者(児)の三親等以内の親族の葬祭・病気見舞い、介護者または家族の疾病等による病院等の受診、官公署等での手続き、家族の学校行事等出席)。

②医療的ケアを要しない重症心身障害者(児)の介護者の在宅レスパイトを実施する場合。

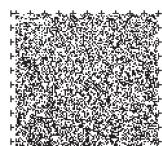
利用方法 あらかじめ目黒区社会福祉協議会の障害福祉サービスセンターで利用登録等が必要です。

費 用 利用者が指定介護人等に支払った謝礼等に対して助成金を支給します(一部自己負担有)。

閻 申請手続きについて：目黒区社会福祉協議会 障害福祉サービスセンター

☎03-5708-5791

事業内容について：障害施策推進課 障害福祉給付係 (→1ページへ)



目黒区在宅レスパイト・就労等支援事業

対象 区内在住の在宅で医療的ケアを必要とするかたのうち、以下のいずれかに該当するかた

① 重度の知的障害(愛の手帳1度・2度程度)かつ重度の肢体不自由(身体障害者手帳1・2級程度で歩行不能)のかたで、18歳に達するまでにその状態になったかた

② 下表の医療的ケアが必要な18歳未満のかた

1	人工呼吸器管理※1	7	中心静脈栄養(IVH)
2	気管内挿管、気管切開	8	経管(経鼻・胃ろう含む)
3	鼻咽頭エアウェイ	9	腸ろう・腸管栄養
4	酸素吸入	10	継続する透析(腹膜灌流を含む)
5	6回／日以上の頻回の吸引	11	定期導尿(3回／日以上)※2
6	ネブライザー6回／日以上または継続使用	12	人工肛門

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸器管理に含む。

※2 人工膀胱を含む

6

日常生活の援助

利用方法 事前申請・訪問調査等が必要になりますので、まずはお問い合わせください。

内容 在宅で重症心身障害児者等を介護している家族等の負担軽減を図ることを目的として、訪問看護師が自宅に訪問して一定時間医療的ケアを提供します。(年間で288時間、1回あたり2時間から4時間まで)

費用 無料。ただし、看護にかかる衛生用品等の実費相当分は利用者負担。

問 障害者支援課 身体障害者相談係 (→1ページへ)

ボランティアの紹介

対象 ●在宅の障害者・障害児
●障害者・障害児を利用する福祉施設等

内容 ボランティアを募集し、余暇活動の支援や話し相手などの活動を行います。

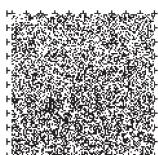
問 目黒区社会福祉協議会 めぐろボランティア・区民活動センター ☎03-3714-2534

在宅福祉サービスセンター事業

対象 日常生活に援助が必要な高齢者・障害者・障害児

内容 地域の協力会員が家事や介護のお手伝いします。家事援助・介護援助・すっきりさせ隊・困りごとお助けサービスを行っています。詳細はお問い合わせください。

問 目黒区社会福祉協議会 在宅福祉サービスセンター ☎03-3714-2841



住宅改修費の給付

対象 重度の肢体不自由および内部障害のかた。
※詳しくはお問い合わせください。

内容 日常生活を容易にするため次のような住宅設備改善の種目があります。事前にご相談ください。

- 項目**
- 小規模住宅改修(手すり・段差解消・床材等の変更・扉取替・洋式便器等への取替工事)
 - 中規模住宅改修(小規模住宅改修対象外工事および小規模住宅改修不足分(小規模住宅改修に合わせて給付))
 - 屋内移動設備

費用 区市町村民税額に応じて負担上限額が異なります。

※区市町村民税所得割額が46万円以上のかたが同一世帯にいる場合は給付の対象となりません。介護保険対象者のかたは屋内移動設備を除き介護保険制度から給付を受けることとなります。また、65歳未満の介護保険の対象者のかたは、介護保険の給付を受けてなお足りない部分について中規模改修を受けられる場合があります。

問 障害者支援課 身体障害者相談係 精神障害福祉・難病係 (→1ページへ)

電話使用料等補助

対象 次のいずれかに該当する18歳以上の住宅用電話を所有する障害のあるかたで、生活保護を受けている世帯、生計中心者の住民税が非課税のかた

- ① 外出が著しく困難で、身体障害者手帳の下肢・体幹機能障害・内部障害1・2級のかた、または福祉電話の貸与を受けているかた
- ② 一般加入電話機の使用ができない聴覚障害2級のかた

内容 月額 2,000円を助成します。

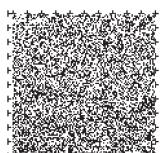
問 障害者支援課 支援サービス係 (→1ページへ)

理美容サービス

対象 在宅の、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度のかた
※施設入所者および、高齢者理美容サービス対象者は対象になりません。
※入院中にサービスをご利用になる場合は、医療機関の了解が必要です。

内容 「出張」または「店舗」(どちらか一方の選択)で理美容サービスを受けられる補助券を年間4枚を限度に交付します。補助券1枚につき2,000円の自己負担をいただくことで理容(カット・顔そり・洗髪)※洗髪は店舗のみ)または美容(カットのみ)の各サービスを利用できます。

問 障害者支援課 支援サービス係 (→1ページへ)



寝具乾燥消毒

対 象 次のいずれかに該当する常時ねたきりの状態または常時失禁状態にあるかた

※施設入所者および高齢者寝具乾燥消毒対象者は対象になりません。

- ① 身体障害者手帳1・2級
- ② 愛の手帳1・2度
- ③ 進行性筋萎縮症、脳性麻痺
- ④ 区の指定する難病等(P.40~42)で医療券等をお持ちのかた(医療券等については心身障害者福祉手当(P.48)をご参照ください)

内 容 障害のあるかたが、常時使用している寝具(掛布団・敷布団・毛布・マットレスのうち1回3枚まで)の水洗いを年1回、乾燥消毒を年6回の計7回行います。

問 障害者支援課 支援サービス係 (→1ページへ)

紙おむつ・おむつ代の支給

対 象 次のいずれかに該当する3歳以上の常時ねたきりの状態または常時失禁状態にあるかた

※養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入所者、高齢者紙おむつ支給対象者および生活保護受給者は対象なりません。

- ① 身体障害者手帳1・2級
- ② 愛の手帳1・2度
- ③ 進行性筋萎縮症、脳性麻痺
- ④ 区の指定する難病等(P.40~42)で医療券等をお持ちのかた(医療券等については心身障害者福祉手当(P.48)をご参照ください)
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳所持者

内 容 〈紙おむつの支給〉

対象商品カタログの中から選択したものが毎月配送されます。

〈おむつ代の支給〉

入院している病院において指定のおむつ使用が義務づけられており、紙おむつの支給が利用できないかたについては1か月6,000円を限度におむつ代を支給します。

問 障害者支援課 支援サービス係 (→1ページへ)

車いすの貸出し

対 象 車いすを必要とする区民

内 容 長期貸出し：1か月(最大3か月まで) 短期貸出し：1週間まで
利用日にお電話にてお問い合わせ後、車いすを受け取りにきてください。

費 用 長期貸出し：1か月毎500円 短期貸出し：無料

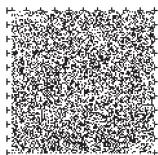
問 目黒区社会福祉協議会 めぐろボランティア・区民活動センター ☎03-3714-2534

対 象 都内にお住まいのかた

内 容 障害者・障害児や障害者の団体などが、活動や行動に必要なときに貸し出します(原則3か月まで)。

費 用 無料(運搬費は自己負担) ※確認事項がありますので、事前に電話でお問い合わせください。

問 東京都心身障害者福祉センター 障害認定課 ☎03-3235-2961 FAX 03-3235-2959
新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)14階



盲導犬・介助犬・聴導犬の給付

対 象 次の全てに該当するかた

- ① 都内に居住する18歳以上の在宅の身体障害者
盲導犬：視覚障害1級
介助犬：肢体不自由1・2級
聴導犬：聴覚障害2級
- ② 都内におおむね1年以上居住
- ③ 世帯全体にかかる所得税課税額の月平均額が77,000円未満であること
- ④ 居住している家屋の所有者・管理者の承諾を得られること
- ⑤ 所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること
- ⑥ 社会活動への参加に効果があると認められること

内 容 身体障害者補助犬の給付を行います。

費 用 無償(給付された補助犬の飼育・管理・治療等に係る一切の経費は利用者の負担)

閑 障害者支援課 身体障害者相談係 (→1ページへ)

視覚障害者用具の販売あっせん

対 象 視覚障害者

内 容 時計、ポータブルレコーダー、白杖などを購入するとき、販売あっせんします。

閑 日本点字図書館 用具事業課 新宿区高田馬場1-23-4 ☎03-3209-0751

日本視覚障害者団体連合 用具購買所

新宿区西早稲田2-18-2 ☎03-3200-6422

視覚障害者生活サポート事業

対 象 見えない・見えにくいことで生活に不便を感じているかたおよびその家族

内 容 相談・情報提供や各種訓練(歩行・日常生活動作・調理等)を行います。

費 用 無料(ただし、訪問訓練の場合は有料)

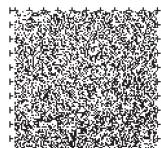
閑 東京ヘレン・ケラー協会点字図書館 新宿区大久保3-14-20 ☎03-3200-0987 FAX 03-3200-0982

手話通訳者・要約筆記者の派遣

対 象 区内在住の聴覚障害者

内 容 意思疎通を円滑にするため、手話通訳を必要とする場合に手話通訳者を、要約筆記が必要な場合には要約筆記者を派遣します。原則、区登録通訳者を派遣しますが、専門性の高い内容や要約筆記については東京手話通訳等派遣センターから派遣します。

閑 障害者支援課 身体障害者相談係 (→1ページへ)



聴覚障害者への情報提供

対象 聴覚障害者とその家族、関係者

- 内容
- 聴覚障害者および関係者への相談支援(生活全般・福祉・きこえの相談等)
 - 聴覚障害に関する資料の閲覧・貸出し ●字幕・手話付ビデオ・DVDの貸出し
 - 16ミリ字幕付映画フィルムの貸出し ●文化教養講座(詳細はお問い合わせください)

問 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター 聴覚障害者情報提供施設

目黒区五本木1-8-3 ☎03-6833-5004 FAX 03-6833-5005

[HP] <https://www.jyoubun-center.or.jp/> [✉] soudan@jyoubun-center.or.jp

内容 福祉機器(ヒアリンググループ、要約筆記用スクリーン、プロジェクター等)の貸出し

問 東京手話通訳等派遣センター

新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階 ☎03-3352-3359 FAX 03-3354-6868

[✉] yousei@tokyo-shuwacenter.or.jp

1 指定特定相談支援事業RONAプラン

対象 都内および関東近郊の聴覚障害者(児)や、聴覚障害を併せ持った重複障害者(児)

内容 聴覚障害者(児)のかたから相談を受け、日常生活全般に関する相談やサービス利用計画または障害児支援利用計画の作成および評価を行います。

2 就労移行支援事業RONAスクール

対象 一般就労を目指す聴覚障害者

内容 就労するためのスキル(パソコン技能、マナー、コミュニケーション力習得など)の訓練を実施しています。リワーク支援としての利用も可能です。

※見学または体験可能ですので、希望者は直接お問い合わせください。

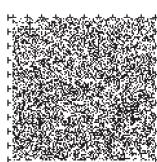
1、2ともに、利用するためには、目黒区障害者支援課での手続きが必要となります。

問 東京聴覚障害者支援事業所

渋谷区東1-23-3 ☎03-5464-6058 FAX 03-5464-6059

[✉] (相談予約)soudan@ap.wakwak.com

6



東京都障害者休養ホーム

対象 都内に住所を有し、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人(有効期限内であること)。等級は問いません。利用者1名につき付添いの人1名も助成を受けられます(都内在住の方に限りません)。

内容 障害のある方の保養等を目的として、東京都が指定する宿泊施設を利用した際の宿泊料金の一部を助成します。ただし、本事業は予算の範囲内で助成することとし、利用の状況によって利用助成を制限させて頂くことがあります。

	区分	障害者	付添者
助成金額	大人	6,490円まで	3,250円まで
	こども	5,770円まで	
助成回数	年度内(4月1日から翌年3月31日)2泊まで		

申請方法 ①利用したい宿泊施設に連絡し予約します。②予約後すぐに日本チャリティ協会に予約内容を連絡します。③連絡の後、障害者支援課の窓口にある利用申込書、または東京都福祉局のWebサイトからダウンロードした利用申込書を、日本チャリティ協会へ送ります。④手続き後、利用券が送付されます。⑤宿泊施設に利用券と手帳を提示の上、自己負担額(利用料から助成金額を差し引いた額)をお支払いください。
 〈申込締切〉【個人】利用日の2週間前まで 【団体】利用日の3週間前まで
 ※締切期限を過ぎた場合、助成の対象となりません。

※指定施設や申込方法、送付先住所が変わることがあります。最新の冊子で必ずお確かめください。

問 公益財団法人日本チャリティ協会 〒160-0022 新宿区新宿1-18-12 柳田ビル3階
 ☎03-3353-5942 FAX 03-3359-7964
 障害者支援課 身体障害者相談係 (→1ページへ)

点字・テープ・ディジー図書

点字図書の給付

対象 情報の入手を点字により行っている視覚障害で身体障害者手帳をお持ちのかた(原則として学齢児以上)

内容 点字図書(点字出版施設で製作した点字図書(雑誌・娯楽書を除く))を年間6タイトルまたは24巻を限度として給付を行います。ただし、一般図書購入価格相当額は自己負担となります(原則として学齢児以上)。

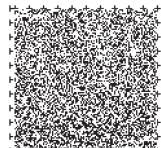
問 障害者支援課 身体障害者相談係 (→1ページへ)

点字新聞購読料補助等

対象 視覚障害者1・2級のかた

内容 週1回発行の点字新聞購読料を区が負担します。新聞は業者から直送されます。
 また、ディジーによる音声版新聞は費用の一部を区が助成します。

問 障害者支援課 支援サービス係 (→1ページへ)



めぐろ区報等デイジー版

- 対 象** 身体障害者手帳をお持ちの視覚・上肢障害、脳性麻痺のかた
- 内 容** めぐろ区報、めぐろ区議会だよりおよび選挙公報を録音したデイジー版CDを無料でお届けします。

問 障害者支援課 支援サービス係 (→1ページへ)

広報東京都点字版・テープ版・デイジー版

- 対 象** 都内在住の視覚障害者
- 内 容** 毎月1回発行し、無料で郵送します。また、都公式ウェブサイト「WEB広報東京都」でも音声を聞くことができます。

6

日常生活の援助

点字録音刊行物作成配布

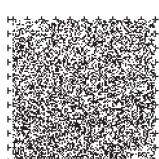
- 対 象** 都内在住の原則として18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者
- 内 容** 原則として都政刊行物より視覚障害者に必要な情報を選定し、点字または音声(テープまたはデイジー)で毎月1点を無料で配布します。

問 東京都盲人福祉協会 新宿区高田馬場1-9-23 ☎03-3208-9001

視覚障害者等情報総合ネットワーク サピエ

- 対 象** 視覚障害や読字障害など音声等の資料が必要な方々や関係団体・施設
- 内 容** 音声のデータ13万冊および点字データ27万冊の本が読めるなど、幅広い情報を提供するネットワークです。

問 視覚障害者等情報総合ネットワーク サピエ事務局
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-10-11 マルイト江戸堀 501号
✉ sapie-jimu@naiiv.net [HP https://www.sapie.or.jp/](https://www.sapie.or.jp/)
☎ 06-6441-1078 FAX 06-6441-1066
サポートセンター(東日本エリア) ☎ 06-6131-6236
サポートセンター(西日本エリア) ☎ 06-6441-1171



点字図書館

対象 視覚障害者、視覚障害者関係の団体・学校・施設など

内容

- 点字図書・録音図書の製作・貸出し・配信・ダウンロード
- 視覚障害者生活用具の販売あっせんと開発 ●対面朗読
- 点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成など

問 ※対象やサービス内容については各図書館によって異なります。詳細はお問い合わせください。

日本点字図書館 新宿区高田馬場1-23-4 ☎03-3209-0241

東京ヘレン・ケラー協会点字図書館 新宿区大久保3-14-20 ☎03-3200-0987

日本視覚障害者団体連合点字図書館 新宿区西早稲田2-18-2 ☎03-3200-6160

豊島区立中央図書館ひかり文庫 豊島区東池袋4-5-2 ライズアリーナビル5F ☎03-3983-7864

ロゴス点字図書館 江東区潮見2-10-10 日本カトリック会館内 ☎03-5632-4428

東京都立中央図書館

●視覚障害者等のための対面音訳・録音および点訳図書製作サービス

対象 都内在住学在勤の視覚障害者等

内容

- 対面音訳
- 録音図書・点字図書の製作(原則として所蔵資料)
- 録音図書・点字図書の貸出し
- 音声つきパソコンおよび音声拡大読書器による資料読み上げ
- 利用は登録制

費用 無料(ただし、図書の貸出し時に配送料が必要になる場合があります)

申込み 都立中央図書館 視覚障害者サービス担当(港区南麻布5-7-13 ☎03-3442-8451 内線3111)
または

都立多摩図書館 視覚障害者サービス担当(国分寺市泉町2-2-26 ☎042-359-4104 直通)

●聴覚障害者・言語障害者のためのレンタルサービス

対象 都内在住学在勤の聴覚または言語障害者

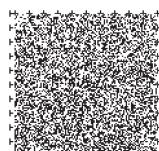
内容

- 都立図書館の利用案内
- ファクシミリやメールでの質問を図書館資料・情報を用いて調査し回答する(ファクシミリの利用は登録制になります)。

費用 無料

申込み 都立中央図書館 サービス計画担当
(港区南麻布5-7-13 ☎03-3442-8451 内線1101 FAX 03-3442-9500)

HP <https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/assist/>



日黒区の図書館の障害者サービス

対象と内容 本を読むことが困難、図書館に行くことが困難等、通常の方法では図書館利用に障害のあるかたを対象に、障害者サービスを実施しています。図書館の障害者サービスは障害者手帳が無くても利用できます。

● 点字資料の貸出し

ご希望の図書・雑誌を点訳、または他の図書館から取り寄せをして貸出します。

● 録音図書・雑誌の貸出し

目黒本町図書館および八雲中央図書館には、障害者用に録音した音訳資料(ディジタル・マルチメディアディジタル・CD・カセットテープ)があります。所蔵のない図書・雑誌でも、ご希望があれば音訳図書を作成したり、他の図書館から取り寄せをしたりして貸出します。

障害者用の音訳資料のほか、各館には市販の朗読CD・カセットテープもあります。

● 対面朗読サービス

文章などを読むことが困難なかたに、資料を朗読します。

対面朗読を行う資料は図書館の図書・雑誌・新聞などのほか、個人の持ち込み資料でも構いません。中目黒駅前図書館を除く、各図書館で行います。利用は1日1回2時間で最大4時間までです。事前申し込みが必要です。

● 録音・点訳・墨字訳サービス

文章などを読むことが困難なかたに、図書館の資料や個人の持ち込み資料を録音・点訳いたします。点字で書かれた文章の墨字訳もいたします。点字用紙やCD-Rなどはご用意ください。

● 布の絵本・点字絵本の貸出し

障害のあるお子さんのために作られた、布の絵本・おもちゃ・点字絵本・点字雑誌を貸出します。指でさわって楽しめ、手指の訓練にもなります。

● 大活字本の貸出し

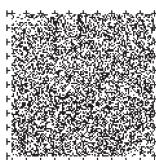
弱視のかたでも読みやすい、大きな活字の本を貸出します。

● 拡大読書器

八雲中央図書館、目黒本町図書館および緑が丘図書館にあります。

● 点字プリンタ・音声拡大読書機

八雲中央図書館には、点字プリンタ・ディジタル再生ソフトが使えるパソコンがあります。目黒本町図書館には、インターネットを閲覧できディジタル再生ソフト・パソコンの画面を読み上げるソフトが入っているパソコンがあります。いずれも、事前に八雲中央図書館にお申し込みください。



●配本・郵送サービス(目黒区内に限ります)

病気や障害のため図書館に行くことが困難な方には、ご希望の資料を自宅などにお届けします。また、視覚障害の方には、点字資料や盲人用録音資料をご自宅などに無料で郵送できます。

●聴覚・音声・言語などの障害のかたへのご案内

聴覚・音声・言語などの障害のため、電話で話すことが難しい方には、ファクシミリ・eメールで案内・貸出し期限の延長・予約の受付・資料相談などをしています。八雲中央図書館障害者サービス担当までお問い合わせください。

図書館のカウンターには、筆談用のメモ用紙をはさんだボードを置いています。

問 八雲中央図書館 障害者サービス担当 ☎03-5701-2795(代) FAX 03-5701-2794
目黒本町図書館 ☎03-3792-6325

イベント・講座・訓練

障害者週間記念事業

対象 区民

内容 障害者週間(12月3~9日)に、障害者団体や施設の活動紹介や展示・販売、また自立生活をされた障害者の区長表彰などの催しを行います。詳しくはめぐろ区報や区公式ウェブサイトでお知らせします。

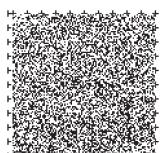
問 障害施策推進課 計画推進係 (→1ページへ)

障害者支援推進事業委託

内容 下記の障害者団体に、障害者支援推進事業を委託しています。

団体名	対象となる障害	代表者	連絡先
目黒区手をつなぐ親の会	知的障害	会長 白石 美加	☎090-8052-4232
目黒区障害児者の生活を向上させる会	障害全般	代表 武田 真希	☎03-3712-0217
目黒区聴覚障害者協会	聴覚障害	会長 佐藤 八寿子	FAX 03-6412-7836
目黒区失語症友の会 椎の木の会	失語症	会長 江見 加津子	☎03-3715-4732
家族会きざはし	発達障害	代表 菊地 喜美子	☎080-9181-3626

問 障害施策推進課 計画推進係 (→1ページへ)



視覚障害者とともに学ぶ教養講座

対 象 都内在住・在勤・在学の視覚障害者その他関心のあるかた 40人

内 容 教養講座(年間11回)

問 東京都教育庁 地域教育支援部 生涯学習課 ☎ 03-5320-6859 FAX 03-5388-1734

中途失明者緊急生活訓練事業

対 象 都内在住の原則として18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者

内 容 指導員が家庭などを訪問し、点字・白杖歩行・日常生活の訓練・相談を行います(無料)。

問 東京都盲人福祉協会 新宿区高田馬場1-9-23 ☎ 03-3208-9001 FAX 03-3208-9005

6

日常生活の援助

視覚障害者音楽教室

対 象 都内在住・在勤・在学の視覚障害者 40人

内 容 合唱を中心とした音楽教室(年間11回)

問 東京都教育庁 地域教育支援部 生涯学習課 ☎ 03-5320-6859 FAX 03-5388-1734

視覚障害者のためのスマホ・パソコン教室

対 象 都内在住の原則として18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者

内 容 スマートフォン・パソコンの基礎 週3回 10時～17時(予約制)

費 用 無料(材料費等は原則として受講者負担)

問 東京都盲人福祉協会 新宿区高田馬場1-9-23 専用☎・FAX 03-3208-9070

家庭生活訓練事業

対 象 家庭内で日常生活に著しい制限を受けている都内在宅の視覚障害者

内 容 調理・生け花・体操・手工芸等の講座により日常生活上の訓練を受けることができます。

費 用 無料(材料費等は原則として受講者負担)

問 東京都盲人福祉協会 新宿区高田馬場1-9-23 ☎ 03-3208-9001 FAX 03-3208-9005

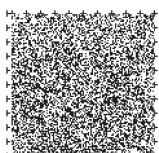
盲青年等社会生活教室開催事業

対 象 都内在住の原則として18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者

内 容 社会生活に必要な知識の習得や体験交流(一般教養・スポーツ・健康管理等の講習)

費 用 無料(材料費等は原則として受講者負担)

問 東京都盲人福祉協会 新宿区高田馬場1-9-23 ☎ 03-3208-9001 FAX 03-3208-9005



即時情報ネットワーク事業

対 象 都内在住の視覚障害者

内 容

- 新聞等の情報を抜粋し点字誌として郵送で提供します。
- 点字誌の情報を音声化して電話により365日24時間提供します。
電話ナビゲーション専用 ☎0570-021802(電話料金がかかります)

問 東京都盲人福祉協会 新宿区高田馬場1-9-23 ☎03-3208-9001 FAX 03-3208-9005

聴覚障害者社会教養講座

対 象 都内在住・在勤・在学の聴覚障害者および関心のあるかた

内 容

- 社会教養講座(年間5回)

問 東京都教育庁 地域教育支援部 生涯学習課 ☎03-5320-6859 FAX 03-5388-1734

聴覚障害者コミュニケーション教室

対 象 都内在住・在勤・在学の聴覚障害者および関心のあるかた

内 容 さまざまな立場の講師からコミュニケーションに関する学びます(年間6回)

問 東京都教育庁 地域教育支援部 生涯学習課 ☎03-5320-6859 FAX 03-5388-1734

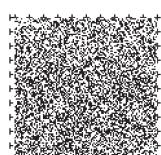
聴覚障害者手話で学ぶ文章教室

対 象 都内在住・在勤・在学の聴覚障害者 40人

内 容 日常生活に必要な文章表現の基礎知識等を学びます

●前期：夜の部(年間18回) ●後期：昼の部(年間18回)

問 東京都教育庁 地域教育支援部 生涯学習課 ☎03-5320-6859 FAX 03-5388-1734



東京都読話講習会

対象 都内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の中途失聴・難聴者のかた(ろう学校在学中および卒業生を除く)今まで受講したことがない方。

内容 ●口唇の読み取り ●会話の練習 ●類似語の練習

問 東京手話通訳等派遣センター ☎03-3352-3359 FAX 03-3354-6868
✉yousei@tokyo-shuwacenter.or.jp

中途失聴者・難聴者手話講習会

対象 都内に在住・在勤の中途失聴・難聴のかた

内容 入門・初級・中級・上級の4クラスがあります(テキスト代は自己負担)。

募集期間 前期：2月下旬から募集 4月開講
後期：8月下旬から募集 10月開講
各クラス15名ずつ

問 東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課 ☎03-5320-4147 FAX 03-5388-1413

喉頭摘出者発声訓練

対象 病気などで喉頭を摘出し、発声機能を喪失したかた

内容 食道発声訓練・電気式人工喉頭器による発声訓練・シャント式発声訓練などを行います。

問 公益社団法人 銀鈴会 港区新橋5-7-13 ビュロー新橋901 ☎03-3436-1820 FAX 03-3436-3497
HP <https://www.ginreikai.net/> ✉office@ginreikai.or.jp ✉office@ginreikai.net

吃音者講習会

対象 15歳以上の吃音者

内容 発声練習・話し方研究・グループワーク・よりよい人間関係のための研究などの講習を行います。

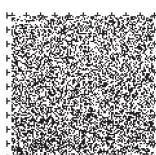
問 一般社団法人 東京言友会 ☎03-3942-9436
HP <http://tokyo-gennyukai.jimdo.com/> ✉tokyogen@nifty.com

オストメイト社会適応訓練

対象 人工肛門または人工膀胱を造設したかた

内容 ストマの衛生管理・ストマ用装具の装着訓練などを講習会形式で実施します。

問 日本オストミー協会東京支部 新宿区歌舞伎町2-45-5 新宿永谷ビル603
☎・FAX 03-5272-3550 HP <http://www.ostomy.jp/tokyo/>
✉tokyo@ostomy.jp



パーキンソン教室

対 象 主にパーキンソン病のかたとその家族

内 容 理学療法士等による集団体操・レクリエーションや交流および専門医によるミニ講話・個人相談を行います(要予約)。日程はお問い合わせください。

問 地域保健課 保健相談係

☎ 03-5722-9504 FAX 03-5722-9508

難病講演会

対 象 難病患者とその家族等

内 容 病気に対する知識と理解を深めるための講演会を行います。

問 保健予防課 疾病対策係

☎ 03-5722-9391 FAX 03-5722-9890

精神保健講演会

対 象 区民

内 容 心の健康づくりおよび精神疾患について普及・啓発を図ります。

問 保健予防課 疾病対策係

☎ 03-5722-9391 FAX 03-5722-9890

精神保健デイケア

対 象 精神障害の回復期にあるかた(詳細はお問い合わせください)

内 容 地域で安心した生活を送れるように、グループ活動を通して、生活リズムを整え、社会復帰を目指します。日程はお問い合わせください。

問 地域保健課 保健相談係

☎ 03-5722-9504 FAX 03-5722-9508

精神保健家族会

対 象 精神障害者の家族

内 容 病気の正しい理解・家族のかかわり方などを学ぶとともに、家族間の交流を行います。
月1回 要予約

問 地域保健課 保健相談係

☎ 03-5722-9504 FAX 03-5722-9508

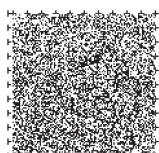
依存問題等家族相談(グループ)

対 象 依存症のかたの家族

内 容 専門講師によるミニ講話・グループミーティングを通して、現状の理解や対応方法を学びます。
月1回 要予約

問 地域保健課 保健相談係

☎ 03-5722-9504 FAX 03-5722-9508



コミュニケーション支援養成講座

手話講習会

● 東京都手話通訳者等養成講習会

対 象 都内に在住・在勤・在学で、講習会修了後都内で手話通訳活動またはボランティアの育成活動ができるかた

内 容 地域手話通訳者クラス・手話通訳者実践クラス・手話通訳士実践クラス・専門分野実践クラス・手話指導者クラスⅠ(奉仕員養成)・手話指導者クラスⅡ(通訳者養成)・手話指導者養成クラス(中途失聴・難聴者向け手話指導)

問 東京手話通訳等派遣センター ☎03-3352-3359 FAX 03-3354-6868
✉yousei@tokyo-shuwacenter.or.jp

6

日常生活の援助

● 目黒区手話通訳養成講座

対 象 区内在住・在勤・在学のかた

内 容 初級・中級・上級・専攻クラス(毎年3月に募集)
事業委託先 目黒区聴覚障害者協会

問 障害者支援課 身体障害者相談係 (→1ページへ)

東京都要約筆記者養成講習会

対 象 都内在住・在勤・在学で、講習会修了後、全国統一要約筆記者認定試験を受験し、合格後に派遣センターに登録し通訳活動ができるかた

内 容 要約筆記の方法と技術、実技実習など

問 東京手話通訳等派遣センター ☎03-3352-3359 FAX 03-3354-6868
✉yousei@tokyo-shuwacenter.or.jp

点訳・音訳講習会

対 象 視覚障害者福祉に理解と熱意があり、講習会終了後、都内で点訳および音訳奉仕活動ができるかた

内 容 点訳・音訳者の養成、または指導者の養成を行い、視覚障害者の方々の福祉の向上を図ることを目的としています。

問 日本視覚障害者団体連合点字図書館
新宿区西早稲田2-18-2 ☎03-3200-6160

